平成29年3月30日条例第2号

阿見町文化芸術振興条例

阿見町は、霞ヶ浦の南岸に位置し、平坦な洪積台地には、町の天然記念物にも指定されている巨樹や巨木が多く、古くから人と自然との共存が図られてきた。また、霞ヶ浦海軍航空隊が開設されたことから「予科練の地」として全国に名が知られる存在となり、今日まで、豊かな自然環境を背景に地域に根ざした独自の文化を形成してきた。

私たちは、この長い歴史の中で培われてきた多くの文化的財産や伝統を受け継ぎ、より 豊かなものにして次の世代へと引き継いでいかなければならない。

文化芸術は、豊かな人間性をはぐくみ、人生に生きがいや活力を与える重要なものの一つである。また、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を尊重し、かつ、文化芸術を町民の身近なものにする必要がある。

ここに、私たちは、文化芸術の振興について、基本理念と方向性を明らかにするとともに、総合的な施策の推進により、心豊かに暮らせる文化の香り高い阿見町を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、阿見町(以下「町」という。)の文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び町の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで活力のある町民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分 に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、町の歴史、風土、伝統文化の継承等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他町民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(町の責務)

- 第3条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興に関し、町の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 町は、文化芸術の振興に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、町 民、文化芸術団体及び事業者との連携に努めるものとする。

(町民の役割)

- 第4条 町民は、基本理念に基づき、自らが文化芸術の担い手であることを認識し、自主 的かつ創造的な文化芸術に関する活動を行うことによって、文化芸術の振興に積極的な 役割を果たすよう努めるものとする。
- 2 町民は、文化芸術に関する活動について相互に理解し、尊重し合うように努めるものとする。

(文化芸術団体等の役割)

第5条 文化芸術団体及び事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として自主的に 文化芸術に関する活動を行うとともに、町民の文化芸術に関する活動を支援することに よって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本方針)

- 第6条 町は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興 に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 町民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること。
 - (2) 町民の文化芸術に接する機会の拡充に関すること。
 - (3) 町民の自主的な文化芸術活動に対する支援に関すること。
 - (4) 地域の伝統的な文化芸術の継承及び発展に関すること。
 - (5) 地域の文化財その他の歴史的文化遺産や景観等の保存及び活用に関すること。
 - (6) 文化芸術を担う人材の発掘及び育成に関すること。
 - (7) 文化芸術団体の育成及び支援に関すること。
 - (8) 文化芸術の推進における国及び他の地方公共団体との連携に関すること。
 - (9) 文化芸術に係る交流の促進に関すること。
 - (10) 文化芸術を生かした地域コミュニティの醸成に関すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に係る重要事項に関すること。
- 3 基本方針は, 第9条に規定する阿見町文化芸術振興審議会の意見を聴いて定めなければならない。
- 4 基本方針は、その要旨を遅滞なく公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(文化芸術の振興に関する施策)

第7条 町は、基本方針に基づき、文化芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第8条 町は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の 顕彰に努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、阿見町文化芸術振興審議

会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第10条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査 審議し、答申する。
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。 (組織)
- 第11条 審議会の委員は、10人以内で組織する。
- 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 文化芸術に関し優れた識見を有する者
 - (2) 文化芸術に関する活動を行う者
 - (3) 公募による町民
 - (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

- 第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、特に期限を付した場合を除き、委嘱の日から翌年度の末日までとする。
- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第13条 審議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第14条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育委員会が会議を招集する。
- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第15条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。